



Westlaw Japan / 大江橋法律事務所共催勉強会(大阪) 第16回

90分で振り返る中国における消費者保護関連規制の基礎 —電子商取引法、広告・表示規制、価格表示、 品質問題対応(製品リコール対応等)、個人情報管理を中心に—

講師：弁護士法人大江橋法律事務所 弁護士 高槻 史

中国の小売市場は、2018年には約640兆円の規模に達し、米国を追い抜き世界一になること予想されており、多くの日本企業が消費者向商品の中国における販売に力を入れておられます。他方で、消費者向製品の実店舗小売、インターネットコマースによる販売等にかかる消費者保護法制については、多数の関連法令が制定され、執行も強化され、インターネット取引の時代を反映して2018年8月31日に電子商取引法が制定され、来年1月1日から施行されます。日本企業の多くも中国での製品販売を行っており、中国における消費者向製品の販売に伴い、どのような規制があり、リスクがあるのかを把握しておく必要があります。今回の勉強会では、「90分で振り返る中国における消費者保護法制の基礎—電子商取引法、広告・表示規制、価格表示、品質問題対応(製品リコール対応等)、個人情報管理を中心に—」と題して、中国における消費者向製品の販売・EC販売に関して適用される一連の消費者保護法制の内容、実例について法的観点から解説いたします。

日 時：2018年10月19日(金) 17:00～18:30
会 場：大江橋法律事務所 大阪事務所 27階会議室
〒530-0005 大阪市北区中之島2-3-18
中之島フェスティバルタワー27階
<http://www.ohebashii.com/jp/firm/access.php>
定 員：40名
参 加 費：無料
ご持参いただくもの：筆記用具 / 受付時に名刺
お申し込みはこちら：<https://www.westlawjapan.com/event/study/181019s.html>
お問い合わせ先：brand@westlawjapan.com
※講演レジュメは、お一人様1部、講演参加者にも配布いたします。

プログラム
17:00～18:30 講師によるワークショップ(質疑応答を含む)
*開催場所の都合により懇親会はございません。



※今回の勉強会は、企業の法務部門及び人事部門のご責任者および実務担当者を対象としています。個人の方のお申し込みは、ご遠慮いただいております。
また、各社2名様までとさせていただきます。
※申込者多数の場合は、申込順または抽選方式により参加者を決定させていただくことがありますことを、あらかじめご了承ください。

講師紹介 大江橋法律事務所

弁護士 高槻 史(たかつき しみ)
1998年慶応義塾大学法学部卒業、2000年弁護士登録。1998～1999年中央戯劇学院(中国北京市)にて中国語研修。主な取扱分野は中国・アジア関連法務全般、中国を中心とする国際投資、ジョイントベンチャー・M&A、国際取引、国際紛争解決、海外プロジェクトからの撤退、危機管理・不祥事対応、国内企業法務。

ウエストロー・ジャパン株式会社
商品詳細：www.westlawjapan.com お問い合わせ：brand@westlawjapan.com 0120-100-482(月～金9:00～18:00)



ウエストロー・ジャパン株式会社は、新日本法規出版株式会社とトムソン・ロイターの合併会社です。

